

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律を踏まえ、関係省令及び告示を改正しましたので、お知らせします。

7 文科初第 2441 号
令和 8 年 3 月 9 日

各 都 道 府 県 知 事
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市・中核市市長
各指定都市教育委員会教育長
附属学校を置く各国公立大学法人の長 殿
各文部科学大臣所轄学校法人理事長
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の
認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長
望 月 禎

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令の制定等について（通知）

昨年 6 月に公布された公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 68 号。以下「給特法等一部改正法」という。）の改正の概要等については、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の公布について」（令和 7 年 6 月 18 日 7 文科初第 793 号文部科学事務次官通知）及び「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の制定等について」（令和 7 年 9 月 26 日 7 文科初第 1404 号文部科学事務次官通知。以下「留意事項通知」という。）において通知したところです。また、本年 9 月に公布された、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和 7 年政令第 333 号）及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法施行規則及び教育公務員特例法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年文部科学省令第 24 号）の概要等については、留意事項通知において通知したところです。

このたび、給特法等一部改正法を踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令（令和8年文部科学省令第7号。以下「給特法等改正法整備省令」という。）及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係告示の整備に関する告示（令和8年文部科学省告示第42号。以下「給特法等改正法整備告示」という。）が公布されましたので、お知らせします（別添1及び別添2）。これらの省令等の施行は令和8年4月1日からとなり、概要及び留意事項は、下記のとおりですので、十分に御了知の上、関係する規定の整備等について、今後、適宜御対応をお願いします。

各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事におかれては、所轄の学校及び学校法人並びに域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村認定こども園所管部局、所轄の認定こども園及び認定こども園の設置者に対して、附属学校を設置する国公立大学法人の長におかれては、その管下の学校に対して、小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校設置会社に対して、このことを十分御周知いただくよう、お願いします。

記

第1 給特法等改正法整備省令の概要

- 1 学校教育法施行規則の一部改正の概要（給特法等改正法整備省令第1条関係）
 - (1) 以下に掲げる主任等の担当する教育活動に関し総合的な調整を行う主務教諭を置く場合は、それぞれ当該主任等を置かないことができることとすること。
 - ・教務主任及び学年主任（学校教育法施行規則第44条）
 - ・保健主事（同規則第45条）
 - ・生徒指導主事（同規則第70条）
 - ・進路指導主事（同規則第71条）
 - ・学科主任（同規則第81条）
 - (2) 以下に掲げる主任等については、指導教諭又は教諭のほか、主務教諭を充てることとすること。
 - ・農場長（同規則第81条）
 - ・寮務主任及び舎監（同規則第124条）

(3) その他、主務教諭の創設等に伴い、所要の整備を行うもの（同規則第20条）。

2 その他省令の一部改正の概要（給特法等改正法整備省令第2条～第12条関係）
主務教諭の創設等に伴い、関係する以下の省令について、所要の整備を行うもの。

- ・ 学校基本調査規則
- ・ 学校教員統計調査規則
- ・ 教育職員免許法施行規則
- ・ 幼稚園設置基準
- ・ 高等学校通信教育規程
- ・ 専修学校設置基準
- ・ 小学校設置基準
- ・ 中学校設置基準
- ・ 高等学校設置基準
- ・ 国家戦略特別区域法施行令第三条第三号の文部科学省令で定める基準等を定める省令
- ・ 特別支援学校設置基準

第2 給特法等改正法整備告示の概要

主務教諭の創設等に伴い、関係する以下の告示について、所要の整備を行うもの。

- ・ 社会教育主事補の職と同等以上の職及び社会教育に関係のある事業における業務であって、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するもの並びに教育に関する職の指定
- ・ 学校教育法施行規則第七十七条の二の規定に基づき、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる場合を定める件
- ・ 公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針

第3 留意事項

(1) 主任等との関係について

- ① 必置の教務主任、学年主任、保健主事、生徒指導主事、進路指導主事、学科主任について

主務教諭の職務は、「命を受けて当該小学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整」を行うと規定されている（学校教育法第37条第11項及び同条第20項第2号）。一方、教務主任、学年主任、保健主事、生徒指導主事、進路指導主事、学科主任の職務は「校長の監督を受け」「連絡調整及び指導、助言に当たる」（学校教育法施行規則第44条）等と規定されて

いる。これらの規定上、主務教諭の職務は当該主任等の職務を包含することとなるため、当該主任等の担当する教育活動に関し総合的な調整を行う主務教諭が置かれている場合には、当該主務教諭が当該主任等の職務を含めて担当することとなることから、当該主任等を置かなくてもよいこととしたこと。

② 必置の農場長、寮務主任、舎監について

農場長、寮務主任、舎監の職務は、主務教諭の職務に必ずしも包含されるものではないため、教務主任等のように当該主任等を置かなくてもよいとする規定は設けていないものであること。

その上で、主務教諭に対して、農場長、寮務主任又は舎監の職務を行うことを命ずることも考えられることから、今般、それらに充てられる職に主務教諭を追加したものであること。

③ 任意設置の研修主事について

研修主事は、指導教諭又は教諭を充てることとされている（学校教育法施行規則第45条の2第2項）が、主務教諭の職務は、研修主事の職務を包含することになるため、主幹教諭と同様、主務教諭について、あえて充てるとする規定は設けていないものであること。

④ 任意設置の特別支援学校の部主事について

特別支援学校においては、部主事に「教諭等」を充てることとされているところ（学校教育法施行規則第125条第2項）であり、部主事には、主幹教諭、指導教諭、主務教諭又は教諭を充てること。

(2) 主務教諭の職の設置全般について

- ① 主務教諭の職の設置全般については、留意事項通知¹第4の2の(2)及び3で示しているので参照すること。
- ② 義務教育費国庫負担金においては、学校教育法上の職として位置付けられる場合に、主務教諭の給与に要する経費について国庫負担を行うものであること。なお、学校教育法上の主務教諭として位置付けるためには、当該学校を設置する教育委員会が定める学校管理規則に、主務教諭は、命を受けて、担当する教育活動に関し教職員間における総合的な調整を行い、及び授業を受け持つことを職務とする趣旨の規定を設ける必要があること。
- ③ 現在、学校に置かれている独自の職のうち、「主務教諭」という名称を用いているものについて、学校教育法上の職と位置付けるまでの間、これらの職と混乱することがないようにすること。

¹ [公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の制定等について（通知）](#)（令和7年9月26日7文科初第1404号文部科学事務次官通知）

- ④ 主務教諭の職の設置に当たっては、例えば、教諭と職務内容が実質的に変わらないにもかかわらず、主務教諭と位置付け処遇するような、処遇の改善だけを目的とした運用を行わないこと。選考の基準を要綱等で定めるに当たっては、選考が形式的なものとならないよう、その対象者や選考方法等について留意すること。

【別添 1】 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令

【別添 2】 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係告示の整備に関する告示

【参考資料】 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の制定等について（令和 7 年 9 月 26 日 7 文科初第 1404 号文部科学事務次官通知）（抄）

【参考】（文部科学省ホームページ：教師を取り巻く環境整備について（学校における働き方改革、指導・運営体制の充実、教師の処遇改善）

https://www.mext.go.jp/a_menu/01_q.htm



【本件連絡先】

（第 3 の（2）②について）

文部科学省初等中等教育局

財務課企画調査係

電話：03-5253-4111（内線 5786）

（上記以外の内容について）

文部科学省初等中等教育局

初等中等教育企画課教育公務員係

電話：03-5253-4111（内線 2588）